

第 5 章 都市づくりの方針

- 1 土地利用の方針
- 2 都市交通施設の方針
- 3 公園・緑地等の方針
- 4 下水道及び河川等の方針
- 5 市街地整備の方針
- 6 都市防災の方針
- 7 都市景観形成の方針
- 8 立地適正化計画の基本的な方針

序章 計画の策定にあたって

第1章 現況特性の把握

第2章 都市づくり上の課題の整理

第3章 都市づくりの理念と基本目標

第4章 将来都市構造

第5章 都市づくりの方針

第6章 地域別構想

第7章 計画の推進に向けて

全体構想

第5章 都市づくりの方針

本章では、本市の目指す都市像の実現に向けた基本目標と将来都市構造を踏まえ、その実現のための課題に対応した整備方針（都市づくりの方針）を明らかにします。

都市づくりの方針において必要と考えられる分野は、都市計画運用指針及びこれまでの都市マスタープランを踏まえ、下表のように設定します。

（参考）都市計画運用指針（2025年（令和7年）3月）

全体構想においては、用途地域等の地域地区、都市施設、市街地開発事業に関する都市計画の前提となる都市構造・都市空間及びこれと密接な関連を有する交通体系の整備の考え方や土地利用、施設整備等の方針とともに、都市内の自然的環境の保全その他の良好な都市環境の形成、都市景観形成等の指針を明らかにすることが望ましい。

表 5-1 都市づくりの方針で定める分野の過年度計画と本計画との比較表

日進市都市マスタープラン (1995年(平成7年)3月)	日進市都市マスタープラン (2011年(平成23年)3月)	日進市都市マスタープラン (2021年(令和3年)3月)
第7章 都市整備の方針	V. 都市づくりの方針	第5章 都市づくりの方針
1. 土地利用の方針	1. 土地利用の方針	1 土地利用の方針
2. 施設整備の方針	2. 都市交通施設に関する方針	2 都市交通施設の方針
3. 自然環境の保全および 環境形成の方針	3. 公園・緑地に関する方針	3 公園・緑地等の方針
4. 都市景観の方針	4. 下水道及び河川等に関する 方針	4 下水道及び河川等の方針
5. その他都市整備の方針	5. 市街地整備の方針	5 市街地整備の方針
	6. 都市防災に関する方針	6 都市防災の方針
	7. 都市景観形成に関する方針	7 都市景観形成の方針

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のような新たな感染症に伴うリスクに対し、日常生活や働き方にこれまでにない生活様式への変容が求められている状況を踏まえ、都市づくりの方針の展開に際しては、安全安心で快適な市民の生活を確実に守れるよう、様々なニーズ、変化に柔軟に対応した都市空間の形成を目指していきます。

1 土地利用の方針

将来都市構造の実現に向けて、適正な都市機能を維持した上で、用途混在がみられる土地利用の整序、低・未利用地の活用あるいは土地の高度利用等による、近年の土地需要に応じた土地利用を目指すとともに、日進市立地適正化計画において定めた居住誘導区域を中心に、居住の誘導を図ります。

また、本市の緑豊かな居住環境や自然環境の維持・保全を図り、開発と保全の調和がとれた土地利用を目指します。

(1) 市街化区域

○低層住宅地区

主に土地区画整理事業等により計画的に整備された、既に低層住宅を主体とした土地利用が図られている住宅市街地については、現在の居住環境を維持しつつ、周辺の古くからの市街地や本市ならではの特色である市街化調整区域に広がる農業集落とバランス・調和を図るため、今後も低層住宅を主体とした土地利用を維持します。

〈規制誘導の方針〉

- ・低層住宅を主体とした土地利用に向け、原則現在の用途地域指定を維持します。
- ・良好な居住環境を維持・創出するため、建築物の建替え時における形態意匠のコントロールを目的とした地区計画等の策定を支援します。
- ・日進駅西地区内については、緑豊かで良好な居住環境を創出するため、民有地緑化を進める地区計画等を検討しながら、低層住宅を主体とした住宅市街地の形成を図ります。
- ・一団の低・未利用地が残されている地区については、地権者の合意を得ながら暫定用途の解消等を図ることにより、低層住宅を主体とした土地利用を図ります。
- ・施行中の土地区画整理事業地区内の低層住宅地区については、事業の円滑な進捗を促進し、着実な市街化を進め、低層住宅を主体とした土地利用を図ります。

○中高層住宅地区

土地区画整理事業等により計画的に整備された地区内において、既に中高層住宅を主体とした土地利用が図られている住宅市街地については、公共交通網の利用促進や多様な都市機能の集積によるコンパクトな生活圏の構築という観点から、現在の高い人口集積を維持するため、今後も中高層住宅を主体とした土地利用を維持します。

〈規制誘導の方針〉

- ・中高層住宅を主体とした土地利用に向け、原則現在の用途地域指定を維持します。

○一般住宅地区

現在の市街化区域の縁辺部に広がる農業集落を発祥とする住宅市街地については、農業集落としてのたたずまいを残しつつ居住環境を維持・改善するとともに、土地区画整理事業等により計画的に整備された住宅市街地については、今後も現在の住居系土地利用を主体とした土地利用を維持します。

〈規制誘導の方針〉

- ・原則現在の用途地域指定を維持します。
- ・狭あい道路の多くみられる地区をはじめ道路や公園等の基盤施設が不十分な地区については、基盤施設の整備・改善を図ることで、土地利用がしやすい環境を整えます。
- ・地区内にみられる低・未利用地については、民間活力の誘導等により、日常的な生活利便機能や多様な世代のニーズに対応した居住機能に着目した土地利用を誘導します。

○沿道住商複合地区

(都)国道 153 号バイパス線沿道や(都)瀬戸大府東海線沿道、(都)日進三好線沿道については、自動車でのアクセス利便性に優れ、沿道型商業施設の立地の優位性が高いことから、商業施設等を主体とした土地利用を誘導します。

〈規制誘導の方針〉

- ・沿道型の商業施設を主体とした土地利用に向け、原則現在の用途地域指定を維持します。
- ・一団の低・未利用地が残されている地区内のうち、幹線道路沿道においては、土地区画整理事業等の面的整備を促進しつつ商業施設の立地誘導を可能とする用途地域の指定を検討します。

○住商複合地区

鉄道 3 駅周辺や土地区画整理事業等により計画的に整備された、地区内の近隣商業地域については、周辺に立地する中高層住宅と一体となってコンパクトな生活圏の構築を図るため、生活利便施設等を主体とした土地利用を誘導します。

〈規制誘導の方針〉

- ・生活に密着した商業施設を主体とした土地利用に向け、原則現在の用途地域指定を維持します。
- ・赤池駅周辺については、市街地再開発事業等による土地の高度利用を検討し、多様な利便機能の向上を目指します。

○住工複合地区

住工複合型の土地利用を維持し、今後の土地利用動向をみながら適切な土地利用を誘導します。

〈規制誘導の方針〉

- ・原則現在の用途地域指定を維持するものとしませんが、地元の意向を十分踏まえ、住工混在の状況を解消する目処が立った地区では、適切な土地利用を誘導するため、用途地域の変更を検討します。
- ・北部地区については、周辺環境との調和を図りながら、事業系の企業の立地も踏まえつつ、東名高速道路と直結する(都)名古屋瀬戸道路や主要幹線道路と近接する土地特性を生かした職住近接型の土地利用を検討します。

○教育・研究地区

研究施設や研修センター等が既に集積する米野木研究開発地区及び日進駅南側については、現在の土地利用を維持します。(※将来都市構造 再掲)

〈規制誘導の方針〉

- ・現在の用途地域指定及び特別用途地区の指定を維持します。

第5章 都市づくりの方針
全体構想

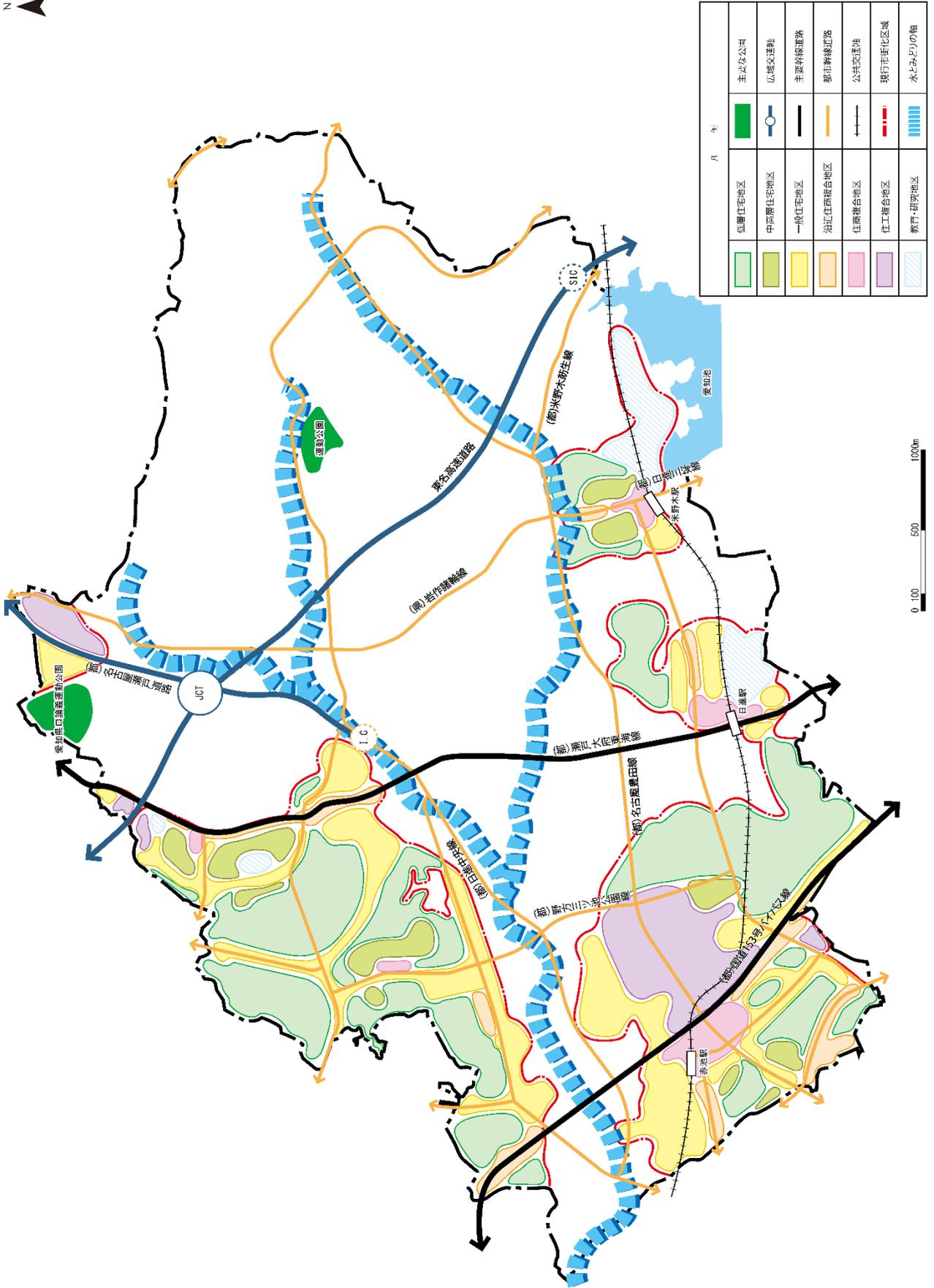


図 5-1 土地利用方針図（市街化区域）

(2) 市街化調整区域

○森林保全地区

本市北東部に位置する東部丘陵地及び御嶽山周辺等に広がる森林については、貴重な動植物が多く生息する等本市の骨格となる緑豊かな自然環境が残されています。また、これら森林は本市ならではの重要な景観資源であるとともに広域的にみれば名古屋東部丘陵の一角を構成する緑地であることから、積極的に維持・保全します。(※将来都市構造 再掲)

〈規制誘導の方針〉

- ・現在の自然的土地利用を維持し、豊かな自然環境を保全するため、保安林指定等の現在の法指定状況を維持するとともに都市計画法上の位置づけを検討します。なお、岩藤新池2期地区の整備については、早期実現を目指し、県等との協議を図ります。
- ・保安林指定のない森林については、無秩序な都市的土地利用の進行を防ぐため、違法な開発の監視強化や新たな開発行為の抑制に努めます。なお、止むを得ず開発等が生じた場合には、周辺に広がる森林への影響を最小限に抑えるよう、一定水準以上の緑地確保等の働きかけに努めます。

○森林活用地区

三本木地区周辺や本市南部に広がる森林については、保全を基本としつつも、豊かな自然環境に調和した市民の憩いや健康増進に寄与する空間としての有効活用を図ります。(※将来都市構造 再掲)

〈規制誘導の方針〉

- ・保全を基本としつつも、森林との調和した施設の立地を図るべく、市街化調整区域における開発需要への対応について検討します。
- ・米野木駅南周辺については、今後の土地利用のあり方を検討します。

○農地・農業振興地区

天白川、岩崎川沿いに広がる一団の農地と農地の中に点在する農業集落は、本市の都市構造上の大きな特徴であると同時に、防災上及び都市生活（都市での暮らしやすさ）を支える良好な自然環境の維持・保全の観点からも、これら土地利用を一体のものとして維持していくことが重要であるため、現在の土地利用を維持・保全します。(※将来都市構造 再掲)

〈規制誘導の方針〉

- ・一団の優良農地については、原則、現在の農用地区域の指定を維持します。
- ・その他の農地については、農業の担い手の育成・強化による生産性の向上等により、農地の持つ多様な機能を維持・向上することで、無秩序な都市的土地利用の進展を抑制します。
- ・重要な役割を担う農地の維持に向け、農地所有者と担い手の双方が主体となる農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画を活用し農地の集約化を図ります。
- ・建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善を支援します。

全体構想

○農地活用地区

(都)国道 153 号バイパス線以西に広がるまとまった農用地は市の最下流部に位置し、洪水時の防災機能等多面的な機能を有していることから保全していくとともに、特色ある農産物を活かした観光振興に寄与する土地利用を図ります。(※将来都市構造 再掲)

なお、本地区は現行の農地活用地区としての位置付けを維持しますが、地域を取り巻く環境の変化や立地特性を踏まえ、今後の土地利用のあり方も検討します。

〈規制誘導の方針〉

- ・防災、農業や観光振興等の今後の動向を十分踏まえつつ、必要に応じ規制・誘導施策を検討します。

○住宅団地地区

市街化調整区域において住宅地として開発された地区については、現在の居住者が今後も安心して快適に暮らし続けることができる居住環境と地域コミュニティを維持していくために、現在の低層住宅を主体とした土地利用を維持・保全します。(※将来都市構造 再掲)

〈規制誘導の方針〉

- ・低層住宅を主体とした土地利用の維持・保全に向け、建築物の建替え時における形態意匠のコントロールを目的とした市街化調整区域における地区計画等の活用を検討します。

○産業地区

機織池地区及び周辺、日進東部地区等については、広域交通体系等へのアクセス利便性を活かし、環境負荷の少ない工業系土地利用（製造工場・研究開発施設、物流施設等）を主体とした土地利用を図ります。(※将来都市構造 再掲)

〈規制誘導の方針〉

- ・産業機能等の立地誘導に向け、市街化調整区域における地区計画を活用した開発許可の適用等を検討します。

○教育・研究地区

研究施設等が既に集積する米野木研究開発地区に隣接する地区及び大学が立地している地区については、現在の土地利用を維持します。(※将来都市構造 再掲)

〈規制誘導の方針〉

- ・現在の土地利用を基本としながらも新たな魅力を創出する施設の立地誘導に向け、市街化調整区域における地区計画を活用した開発許可の適用等を検討します。

○土地利用検討地区

現在の市街化調整区域において拠点の形成を目指す地区については、各々の拠点を目指す将来像を踏まえながら、地区計画の策定を含めた具体的な土地利用及び規制誘導に向けた方策を検討します。



図 5-2 土地利用方針図（市街化調整区域）

0 計画の策定にあたって

1 現状特性の把握

2 都市づくり上の課題の整理

3 都市づくりの理念と基本目標

4 将来都市構造

5 都市づくりの方針

6 地域別構想

7 計画の推進に向けて

8 参考資料

2 都市交通施設の方針

本市と本市外を結ぶ広域な交通網としての自動車専用道路から地域の暮らしを支える生活道路に至るまで、道路の交通量、利用者の特性等を勘案して、交通渋滞等がなく安全で快適に利用できる道路ネットワークを形成するとともに、鉄道やバス等の公共交通の利便性の向上、市民の憩いや健康増進等に資する歩行者・自転車ネットワークの形成を目指します。

(1) 幹線道路等

○幹線道路

道路ネットワークを形成するため、将来都市構造で位置づけた都市計画道路や国・県道等の整備・改善に向け関係機関と協議します。

老朽化した橋梁、横断歩道橋、道路舗装等については、長寿命化計画に基づき、計画的な修繕を図ります。

分散している市街地や集落等を結び、都市としての一体性を確保するために検討されている路線は、地権者や地域住民の理解を得ながら、早期整備に向け、関係機関と協議します。

表 5-2 幹線道路等の種別

道路種別	道路の機能等
自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等専ら自動車の交通の用に供する道路で、国土レベルの広域的な自動車交通を処理する。
主要幹線道路	都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通及び都市内の枢要な地域間相互の交通を集約して処理する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有する。
都市幹線道路	都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路で、特に市街地内においては、主要幹線道路、都市幹線道路で囲まれた区域内から通過交通を排除し良好な環境を保全する。
補助幹線道路	主要幹線道路又は都市幹線道路で囲まれた区域内において、当該区域の発生又は集中する交通を集約し適正に処理する道路。なお、この区域内の良好な都市環境を実現するため、区域内を通過する自動車交通の進入を誘導しないように配置することが望ましい。

<具体的な整備方針>

- ・本市と本市外とを結ぶ広域的な交通結節点及び交通軸となる東名高速道路の(仮称)東郷スマートインターチェンジと(都)名古屋瀬戸道路の南進については、整備を促進するため、関係機関との協議・協力を図ります。
- ・主要幹線道路として位置づけた2路線((都)国道153号バイパス線、(都)瀬戸大府東海線)は、適切な維持・管理が行われるように関係機関との協議・協力を図ります。
- ・都市幹線道路については、市街地相互の交通流動を円滑に処理するため、(都)日進中央線、(都)米野木筋生線、(都)名古屋豊田線及び(都)名古屋三好線等の整備を促進するとともに、(都)野方三ツ池公園線の整備を推進します。

- ・補助幹線道路については、都市幹線道路等を補完し、日常的な生活圏相互を連絡する役割を担う路線を適切に配置し、整備を促進・推進します。
- ・検討路線については、地元協力を得ながら、関連する未整備路線の進捗を踏まえつつ、早期整備を目指します。
- ・市街化区域内において、施行中の土地区画整理地区内と周辺の既成市街地をつなぐ路線の整備を検討します。

○生活道路

幅員 4m 未満の狭あい道路の拡幅整備については、地域との連携を図りながら推進するとともに、不要な通過交通の進入を抑制するような交通誘導施策の実施等により、安全性に配慮した道路環境の創出に努めます。

また、古くからの市街地や集落の道路等の老朽化が進んでいるものについては、計画的な修繕を図ります。

<具体的な整備方針>

- ・狭あい道路の整備については、建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善を支援します。
- ・通過交通が多く交通安全上課題のある生活道路及び歩行者の利用が多い通学路等の生活道路については、交通安全対策の実施を検討します。
- ・歩行者が安全で快適に通行できるよう歩道を整備し、バリアフリー化や児童生徒のための通学路整備を行います。

第5章 都市づくりの方針
全体構想

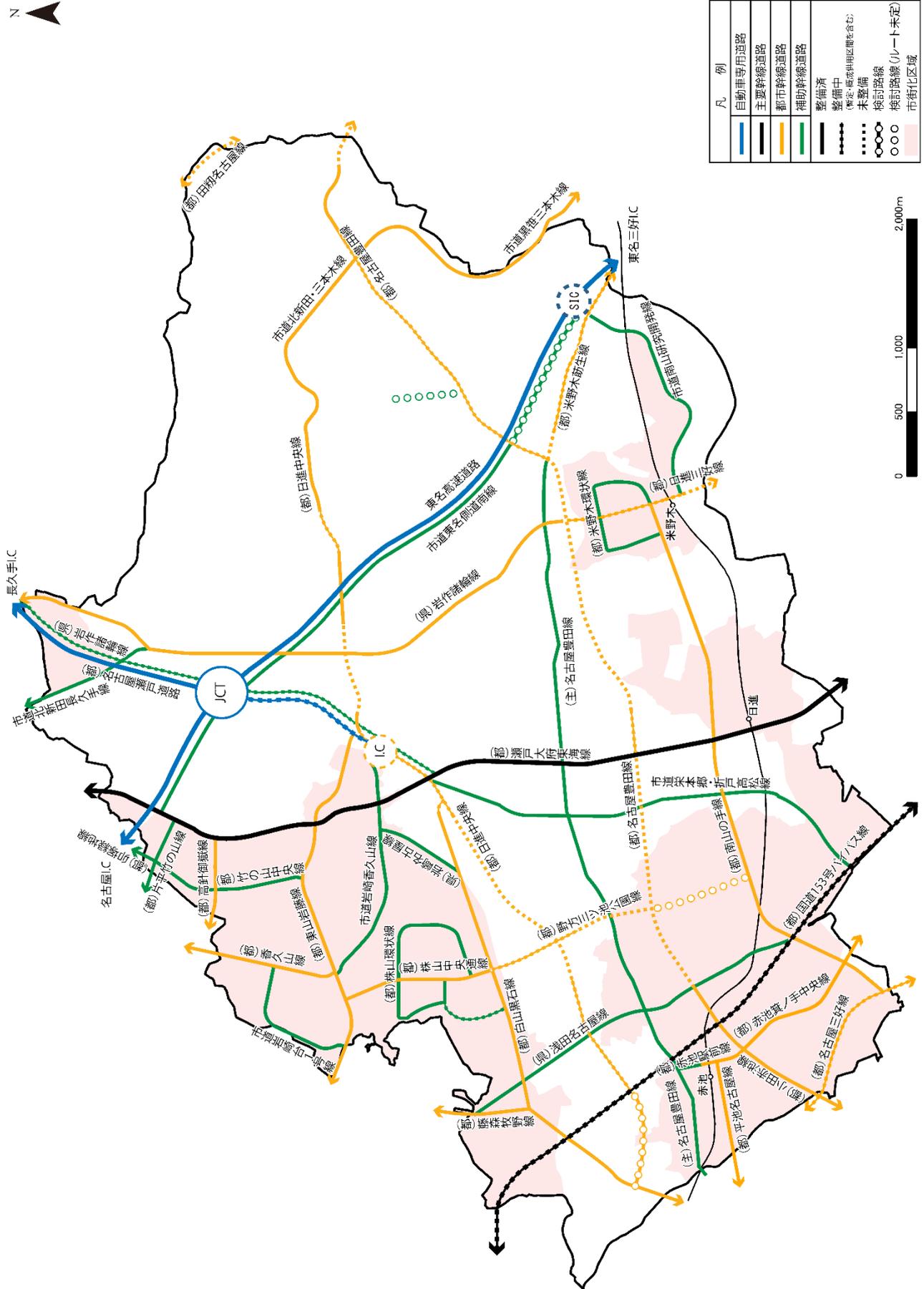


図 5-3 道路方針図

(2) 公共交通等

○鉄道・バス

公共交通軸である名古屋市営地下鉄鶴舞線・名古屋鉄道豊田線については鉄道事業者と協力して利用促進を図るとともに、赤池駅、日進駅、米野木駅の3駅を中心として市内の各拠点との連携強化やアクセス性の向上について検討します。また、北のエントランス拠点に隣接する愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）についても、鉄道事業者と協力して、より一層の利用促進を検討します。

バス路線については、市内には4高校5大学が立地しており、通学の足として重要な役割を果たしていることから、事業者と協力して、引き続き維持・確保を図ります。また、市街地が分散構造にある本市では、公共公益施設や商業施設等へのアクセスにおいて、高齢者をはじめとした生活者の日常交通の維持・確保が重要です。なかでも、市役所周辺地区は公共施設が集積する拠点であるとともに、交通拠点としてのアクセス性の確保が求められます。これらを踏まえ、民間路線バスや、市内巡回バス「くるりんばす」を中心に一層の利用促進を検討します。

さらに、ジブリパーク開業を契機とした周辺市町との交流を促進するため、鉄道や周辺市町のコミュニティバス等との連携による広域的な移動手段の強化や新たな交通手段の導入について検討します。

〈具体的な整備方針〉

- ・地域公共交通計画の検討・策定を通じ、行政をはじめ関係機関、鉄道・バス事業者、地域住民等が一体となって、鉄道・バス等の公共交通網の充実・利用促進を図ります。
- ・くるりんばすについては、持続可能なシステムとして、現在のサービス水準の維持に向け、利用者増に資するバス停付近における乗降環境の向上やソフト施策の充実及びバスの走行環境改善に向けた道路環境整備を図ります。

○公共交通結節点

市民が過度に自動車交通に依存することなく、快適に移動できる交通環境を目指し、鉄道・バスの利用を促進するため、既存の駅前広場の改良を図ります。既存の駅前広場の改良を図ることで、鉄道・バスの利用促進につなげます。

赤池駅前広場は、民間路線バス・くるりんばす等の利用しやすさを向上するため、再整備を検討します。

〈具体的な整備方針〉

- ・赤池駅、日進駅、米野木駅については、交通結節点における乗り継ぎの利便性を向上させるため、運行時間の相互調整等鉄道とバスの連絡強化に向けた事業者への働きかけや、関係機関との協議・調整を図ります。
- ・赤池駅周辺については、駅前広場内及び駅周辺道路が慢性的に交通渋滞していることから、市街地整備に併せた駅前広場内及び駅周辺道路の交通環境の改善を検討します。

(3) 歩行者・自転車ネットワーク

天白川・岩崎川からなる「水とみどりの軸」やこれとつながる幹線道路の空間を活用し、快適な移動空間を有し、市民の健康づくりにつながる歩行者・自転車ネットワークを形成します。併せて、これと連動しながら、憩いの場やにぎわい創出の場となるような空間の確保を検討します。

〈具体的な整備方針〉

- ・岩崎川については、堤防道路を活用した歩行者・自転車ネットワークの整備を推進するとともに、沿道におけるポケットパーク整備や空き地の活用等を検討します。
- ・幹線道路の空間については、歩行者や自転車が安全・安心・快適に通行できるよう、歩車分離及びバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩道整備を図ります。
- ・生活道路については、通過・不要交通の進入や自動車の走行速度を抑制するような交通安全対策の実施を検討するとともに、必要に応じ歩道整備を図ります。

3 公園・緑地等の方針

都市の魅力向上させるには、公園・緑地等の活用は必要不可欠です。特に、緑の豊かさは、市民生活の満足度につながることから、質の高い緑の形成を目指します。

(1) 公園・緑地等

レクリエーション拠点として位置づける日進市総合運動公園、上納池スポーツ公園及び日進市スポーツセンターについては、既存の機能を維持しつつ、緑の質を高めていきます。

また、東部丘陵地西部地区については、周辺の自然環境を活かしつつ、本市が抱える行政課題の解決につながる公園等の整備を検討します。

さらに、市民の憩いの場、健康増進、子育て支援等に必要な公園・緑地については、施設利用の安全確保を最優先に行いつつ、既存の都市公園・緑地や児童遊園・多目的広場等の整備状況を踏まえ、地域と協力して身近に利用できる公園・緑地等の確保を図ります。

〈具体的な整備方針〉

- ・新設公園については、土地区画整理地区内に整備すべき公園を最優先に検討します。
- ・既存の公園については、安全に公園利用ができるよう、計画的な公園遊具の修繕、入れ替えを図るとともに、計画的な植栽剪定等を行います。

(2) 緑化

緑の豊かさを高めていくため、森林や農地等といった既存の緑を活用することで、健全で良質な緑を維持していくとともに、市民、行政等が協働して緑の支援を行い、身近な生活空間に質の高い緑の創出に努めます。

〈具体的な整備方針〉

- ・民間施設の屋上緑化、壁面緑化等を促進し、身近に質の高い緑がある良好な居住環境を創出します。
- ・緑の普及啓発につながる募金や各種講座を実施し、緑づくりや緑を育てる人づくりを図ります。

(3) 緑の保全

まとまった緑地の保全、創出は大規模火災・水害等の都市災害を抑制するとともに、熱環境緩和、環境汚染物質の浄化等環境負荷低減効果をもたらします。豊かな緑を大切にして、誰もが将来にわたり暮らしやすい生活空間を堅持していくため、後世まで残していく緑については、それらが持つ機能を最大限に発揮できるように活用しながら保全していきます。

特に北東部に位置する東部丘陵地については、本市の骨格となる緑豊かな自然環境であるため、生物多様性の保全を意識して積極的に維持・保全するとともに、自然環境拠点については、現在の自然環境を保全しながら、市民と自然が共存する空間の創出を図ります。

また、食料安定供給の確保及びそのために必要となる農用地等を確保するため、農用地等の集約を図ります。

〈具体的な整備方針〉

- ・緑が持つ機能を最大限発揮できるようにするため、森林環境譲与税を活用した森林の整備・保全を図ります。
- ・重要な役割を担う農地の維持に向け、農地所有者と担い手の双方が主体となる農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画を活用し農用地等の集約化を図ります。

4 下水道及び河川等の方針

下水道施設等の汚水処理施設の整備、維持管理を効率的かつ計画的に進めることにより、安全で衛生的な住環境の創出を目指し、また、河川等の整備を計画的に進めることにより、水害等の災害がないまちづくりを目指します。

(1) 下水道

快適な都市基盤整備を目指し、市街化の動向・見通しとの整合を図るとともに、生活環境保全に努めながら、災害時の対策、維持管理の効率性等を検討しつつ、整備を図ります。そのために、効率的な汚水処理施設整備の観点から地域の実情に応じた下水道計画の見直しを行い、財政負担を軽減しつつ、汚水処理施設整備を促進し、未普及地域の解消に努めます。

また、持続的な下水道機能確保のため、汚水処理施設の計画的な修繕と老朽化施設の改築を検討し、より一層効率的・効果的なストックマネジメントの推進を図ります。

〈具体的な整備方針〉

- ・梅森処理区は、管渠の計画的な整備・維持管理を図ります。
- ・南部処理区は、処理場の処理能力の拡充や土地区画整理地区内や集落等を含めた計画的な整備を図るとともに、適切な維持管理を図ります。
- ・北部処理区は、処理場及び管渠の計画的な整備・維持管理を図ります。

(2) 河川等

本市内の河川・水路は、二級河川の天白川、岩崎川、繁盛川及び準用河川の豊田川、細口川、高上川と12本の普通河川と水路等で構成されています。

市の中央を流れる天白川については、2000年(平成12年)9月の東海豪雨災害を受け、天白川河川激甚災害対策特別緊急事業により名古屋市内において引堤、河床掘削等が実施されており、本市では2009年(平成21年)3月24日策定の天白川整備計画に基づき、環境に配慮しつつ河床掘削等の整備を促進します。

市管理の河川等については、近年、想定外の局地的大雨等により日本各地で大きな水害が起きていることから、本市においても被害を最小限にとどめるため、また、長期的な都市の発展に対応するために、計画的な整備を図ります。

また、天白川、岩崎川等については、水とみどりの軸として地域住民の交流を促進するため、歩行者・自転車ネットワークとしての活用を図ります。

〈具体的な整備方針〉

- ・雨水管理総合計画を策定し、雨水流出抑制対策や排水路等の計画的な整備を図ります。
- ・雨水流出量の増加が見込まれる大規模開発等が行われる場合は、治水環境に配慮し、流出抑制対策を図ります。
- ・特定都市河川流域に指定される境川流域では、雨水貯留浸透施設の設置を義務づける等、引き続き確実な総合治水対策を図ります。
- ・水とみどりの軸として位置づける天白川及び岩崎川等については河川を有効利用するため、堤防道路を活用した歩行者・自転車ネットワークの整備を図ります。
- ・行政が管理している河川・排水路について、浸水被害解消のため、計画的な護岸修繕や定期的な草刈作業等を行います。
- ・老朽化した側溝や雨水排水施設の計画的な改修を行います。
- ・下水道施設等の汚水処理施設の整備を図り、河川の水質汚濁を抑制します。

5 市街地整備の方針

良好な居住環境を創出するとともに、地域住民の安全性・快適性を確保できるよう、既存ストックを活かしながら、計画的に良好な市街地の形成を目指します。

(1) 既成市街地の整備

将来都市構造の市街地ゾーンにおいて主に現在の市街化区域の縁辺部に広がる古くからの市街地については、良好な居住環境の維持・創出のため、地区内に多くみられる幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備や、ポケットパーク、排水施設等の整備を図ります。

土地区画整理事業等により計画的な整備がされた地区については、良好な居住環境を維持します。

また、アダプトプログラム制度等の推進により市民、市民団体及び事業者による美化活動を促進します。

〈具体的な整備方針〉

- ・建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善を支援します。
- ・今後増加が予測される空家の利活用や、除却に向けた取組みを引き続き図ります。
- ・住宅確保要配慮者が安心して暮らすことのできるよう、居住支援法人への支援や不動産関係団体との連携を進めます。

(2) 計画的市街地の整備

将来都市構造の市街地ゾーン・新市街地形成ゾーンにおいて、土地区画整理事業施行中の地区については、円滑に事業を促進し、早期の完了を図ります。

また、事業計画中の地区については、具体的な組合の設立と事業化の支援を行い、事業検討中の地区については、地権者の土地活用の意向等を踏まえて、相談受付や勉強会を支援します。

〈具体的な整備方針〉

- ・赤池箕ノ手地区、香久山西部地区、日進駅西地区の各土地区画整理事業は、公共施設の整備促進や保留地販売の促進支援等を行い、事業完了まで支援します。
- ・香久山西部地区については、地域の生活利便施設である商業施設、宅地及び道路整備、公園整備を行いながら、既成市街地とつながりのあるまちづくりを支援します。
- ・日進駅西地区については、緑豊かで良好な居住環境を創出するため、民有地緑化を進める地区計画等を検討しながら、低層住宅を主体とした住宅市街地の形成を図ります。
- ・北部地区は、「北のエントランス拠点」と位置づけて土地利用を行い、周辺環境との調和を図りながら、東名高速道路と直結する(都)名古屋瀬戸道路や主要幹線道路と近接する土地特性を生かした職住が近接した北の玄関にふさわしい地区にするため、土地区画整理事業によるまちづくりを支援します。
- ・折戸鎌ヶ寿地区は、宅地、道路等を整備し、優良な住環境を創出することで、土地の付加価値を高めることを目標に、土地区画整理事業によるまちづくりを支援します。

(3) 低・未利用地の整備

将来都市構造の新市街地形成ゾーンにおいて土地区画整理事業を行っておらず一団の低・未利用地が残されている赤池町箕ノ手地区、折戸町鎌ヶ寿地区等については、新たな市街地形成に向け、地権者の土地利用意向等を踏まえて、活用のあり方を検討します。

〈具体的な整備方針〉

- ・良好な市街地の形成に向け、暫定用途地域の解消を図ります。

6 都市防災の方針

市民の生命を最大限守り、地域及び社会の重要な機能を維持するため、地域の強靱化を図ります。大規模自然災害時には市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減し、迅速な復旧復興を可能とするため、平時から様々な分野での取組みを通じ、地域における自助・共助による防災・減災力を高め、災害に強い地域づくりを図ります。

本市のみならず周辺都市を含めた防災機能の向上に資する幹線道路網体系の構築に向け、延焼遮断機能や救援・復旧活動機能を担う緊急輸送道路の整備を促進するため、関係機関との協議・協力を図ります。

既成市街地については、狭あい道路の解消・改善を順次進めつつ、地域内にみられる低・未利用地等を活用することにより、避難路や避難場所としての機能を有する生活道路や公園等を確保し、都市防災の強化を図ります。

また、災害対策基本法等の一部を改正する法律により、宅地の耐震化（液状化対策）の推進、まちの復興拠点整備のための都市計画の特例の拡充等、インフラ復旧・復興の迅速化についての方針が定められたことをうけ、本市においても迅速な復旧・復興に向けた対策を図ります。

〈具体的な整備方針〉

- ・地域強靱化計画に基づき、地域の強靱化に係る必要な施策を着実に図ります。
- ・土砂災害特別警戒区域や洪水浸水想定区域等について、防災対策マップ、洪水ハザードマップ等、誰にとってもわかりやすい資料の配布により、市民への周知を図るとともに、防災・減災を考慮した土地利用について検討します。
- ・地域防災計画において、緊急輸送道路に指定されている主要幹線道路等については、長寿命化計画に基づき適切な維持・管理が行われるように関係機関との協議・協力を図ります。
- ・第1次緊急輸送道路である東名高速道路に（仮称）東郷スマートインターチェンジを整備し、幹線道路ネットワークの強化及び交通ルート多重性確保を図ります。また、第2次緊急輸送道路である（都）瀬戸大府東海線沿いの道の駅マチテラス日進を救助救援部隊の活動拠点等防災拠点として活用することで防災体制の充実を図ります。
- ・市街地の火災の防除を図るために指定する防火地域、準防火地域については、建築物の防火性能を規定し、火災の危険から市民の生命を守る観点から、適切に定めます。具体的には、近隣商業地域及び準住居地域においては、土地の高度利用が図られる可能性が高く、建築物の防火性能が必要とされることから、原則として準防火地域を定めることとします。
- ・建築確認時における適切な指導及び地域住民の理解と協力のもと、沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善を支援します。また、木造家屋が密集するような地区では、面的な市街地整備を検討する等により、防災性の向上を検討します。
- ・学校施設等の公共施設については、地域における学習や活動、交流の場としての機能を有する施設でありつつ、災害時には市民の避難所としての機能も有していることから、計画的な更新・維持管理等に向けて検討します。

7 都市景観形成の方針

開発と保全の調和を図りながら、まちなみや自然、地形等の地域特性を活かし、市民生活において心地よさを感じることができる景観を形成し、都市の魅力を高めることを目指します。

(1) 自然景観

本市中央部に大きく広がる田園や北東部に位置する東部丘陵地及び御嶽山周辺の森林等を主とする緑は、自然と共生する本市ならではの都市景観を構成している重要な資源であることから、これら自然景観を保全します。

また、本市を東西方向に流れる天白川、岩崎川については、豊かな自然環境が残るとともに都市での生活を支えるアメニティ空間でもあることから、河川沿いのみどりを保全することで、より心地よい空間へと質的向上を図ります。

〈具体的な整備方針〉

- ・一団の優良農地については、原則現在の農用地区域の指定を維持するとともに、その他の農地についても、無秩序な都市的土地利用の進展を防ぐことで、広がりまとまりのある田園景観を保全します。
- ・北東部に位置する東部丘陵地等については、保安林指定等の現在の法指定状況の維持や都市計画法上の位置づけを検討するとともに、無秩序な都市的土地利用や開発行為の抑制により、市街地の背景として広がる豊かな緑の景観を保全します。

(2) まちなみ景観

古くからの市街地や集落については、良好な居住環境を創出するため、沿道緑化の促進や歴史・文化への配慮、地区内に残る低・未利用地の活用等により、緑豊かなまちなみ景観を形成します。

また、赤池箕ノ手地区等、主に土地区画整理事業等により計画的な整備がされた地区や今後、面的な整備が予定されている地区については、自然景観からまちなみ景観への円滑な転換を図ることが重要であることから、敷地内緑化の促進や道路空間の緑化、現況の地形や植生を生かした面的整備の促進により、憩いとやすらぎを感じられるような新しいまちなみ景観を形成します。

さらに、市内3つの鉄道駅周辺については、本市の玄関口にふさわしく美しさと魅力を感じられるまちなみ景観を、市民や各関係機関と調整・協議を行いながら形成します。

〈具体的な整備方針〉

- ・沿道建築物の建替え等に併せた狭あい道路の解消・改善や、ブロック塀の除却・生け垣等の設置を支援します。
- ・敷地内緑化の促進や良好なまちなみ形成を図るため、地域住民と協働し、建築物の建替え時における形態意匠のコントロールや緑化促進を目的とした地区計画等の策定を支援します。
- ・計画的な整備が完了している地区については、幹線道路等における街路樹植栽を維持・保全します。

8 立地適正化計画の基本的な方針

立地適正化計画は、都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導しつつ、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導し、それらを公共交通ネットワークで結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」なまちづくりを進めることで、将来にわたり必要な都市機能を維持できる人口密度を維持し、本計画で掲げる「将来都市構造」を実現するものです。

本市では、現状として、人口が増加している状況ではありますが、長期的には人口減少に転じることが予測されています。

このことから、一定のエリアに居住を誘導しながら人口密度を維持することにより、医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスを持続的に確保するとともに駅周辺等の生活利便性の高い拠点に都市機能を誘導し、それらを公共交通のネットワークで結ぶことでアクセスの利便性が高まり、持続可能なまちづくりを目指していきます。

本市では、立地適正化計画の方針として、「居住誘導」、「都市機能誘導」、「交通ネットワークの強化」の3つの視点に分けて、基本的な方針を定めます。

また、防災の視点については、「防災指針」を定めます。

(1) 立地適正化計画の方針

○居住誘導

- ・子育て世代や高齢者をはじめ、誰もが暮らしやすい持続可能なまちづくりを目指します。
- ・医療・福祉・子育て・商業等の都市機能を維持するために、人口密度を維持しつつ将来に向けて高めていけるよう居住を誘導していきます。

○都市機能誘導

- ・都市間交通の結節点である赤池駅、日進駅、米野木駅周辺の地域生活拠点には、都市機能の集積促進、日常的な生活機能の維持、にぎわいの場の形成等に向けて都市機能の誘導を推進します。
- ・住宅地において生活拠点を支える既存商業地が形成されている地域には、生活を支える都市機能の維持・確保を図ります。

○交通ネットワークの強化

- ・鉄道やバスといった基幹的な路線を軸とした公共交通ネットワークの形成を維持・確保していきます。
- ・生活交通であるくるりんばすを活用し、居住地から生活を支える都市機能へのアクセスを維持・確保していきます。
- ・地域間の円滑な交通ネットワークを形成していくため、重要な幹線道路を整備・維持していきます。

○防災

- ・洪水や土砂災害のリスク状況に応じて、災害リスクを回避・低減できるよう居住誘導区域を設定します。
- ・市民の安全・安心な居住環境を維持・確保するために、ハードとソフトの両面から洪水・土砂災害等の防災・減災対策を推進します。
- ・国、県、区、自治会、自主防災組織、ボランティア等と相互連携し、実効性の高い防災・減災対策を推進します。

○市街化調整区域

- ・住宅地として開発がなされてきた地区は、今後も安心して快適に暮らし続けることができる居住環境の維持を図ります。
- ・市役所庁舎等の公共施設が市の中心部に集積し、どの地域からも距離的に利用しやすい立地的条件を維持するとともに、市役所庁舎等の公共施設や鉄道駅へのアクセス性を高めるため、公共交通ネットワークの維持・強化を図ります。

(2) 課題解決のための施策・誘導方針

誘導施策とは、居住誘導区域及び都市機能誘導区域への居住や機能誘導の促進を図るものです。

施策の展開にあたっては、立地適正化計画の基本方針に即し、「居住の誘導に関する施策」、「都市機能の誘導に関する施策」、「交通ネットワークに関する施策」、「公共施設集積拠点に関する施策」の4つに加え、都市再生特別措置法に基づく「届出制度」を適切に運用します。「防災に関する施策」は、防災指針で定めます。

(各施策の詳細については、日進市立地適正化計画(令和8年3月策定)第6章「誘導施策」及び第7章「防災指針」を参照)